

# 海外測量士資格制度に関する調査作業

実施期間 平成 20 年度  
企画部国際交流室 藤原 智 田中 幸生  
徳永 和典

## 1. はじめに

本調査作業は、海外諸国・州の測量士資格について、その役割を調査し明らかにすることにより、我が国の測量士資格制度の改善方策検討のための基礎資料とすることを目的に実施したものである。

## 2. 調査内容

米国、カナダの代表的な州並びにカナダの連邦レベルの測量行政機関を対象に、日本の測量士に相当する資格、有資格者の業務範囲、関連法令、監督官庁、役割、資格取得方法、測量士協会の有無、継続研鑽の状況について、調査対象機関において現地調査およびインターネットや参考資料による情報収集を行う。

## 3. 米国・カナダでの測量士制度の概要

### 3. 1 米国の測量資格制度の状況

米国の合衆国レベルでの測量士資格は存在しない。したがって、合衆国が管理する土地に対する基準点測量、地形図作成および日本の公共測量に当たる地籍調査においても測量士資格は不要である。米国の州レベルの測量制度については、各州ほとんど同様の測量資格制度が存在し、日本の公共測量に当たる地籍調査を実施するに当たっては、測量士の資格が必要である。

### 3. 2 カナダの測量資格制度の状況

カナダは 10 の州及び 3 の準州から構成される連邦国家である。測量士の資格については、連邦の測量士法及び 10 の州の測量士法に規定されており、それぞれ別個の資格である。10 の州については、各州の測量士法が基本であり、連邦の測量士法は、カナダランド及び準州の私有地の測量に関する測量士資格を定めるものである。

## 4. 得られた成果と結論

### 4. 1 測量士の役割について

我が国と米国・カナダでは、測量士の基本部分は同じだが、その実情に差異がある（表－1）。我が国の測量士の役割について、測量士が正しい測量成果を提供するように導く仕組みがないことと、国土調査等の測量が測量士の実施独占業務であると法律に明確な記載がないことが挙げられる。

表－1 日本・米国・カナダにおける測量士の役割

| 項 目           | 日 本                          | 米 国                         | カ ナ ダ                    |
|---------------|------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 測量士の実施独占業務    | 基本測量及び公共測量                   | 土地の境界測定等                    | 土地の境界測定等                 |
| 測量士が成果を保証する相手 | 国及び地方公共団体                    | 国、地方公共団体、消費者、民間企業           | 国、地方公共団体、消費者、民間企業        |
| 法的措置          | 基本測量及び公共測量以外に実施独占業務の法律への明記無し | 測量結果に対する苦情処理の仕組みまた測量士委員会の設置 | 測量結果がもたらす訴訟に対する保険加入の義務づけ |

|       |                    |             |             |
|-------|--------------------|-------------|-------------|
| 測量従事者 | 測量士又は測量士補でなければならない | 無資格者でも従事できる | 無資格者でも従事できる |
|-------|--------------------|-------------|-------------|

#### 4. 2 測量士資格付与時における申請者の能力の確認について

測量士資格付与の際には、測量学の知識と測量実務の技術が申請者に備わっている必要がある(表-2)。我が国の現制度では、知識と技術の両方が申請者に備わっているか確認することは難しい。

表-2 日本・米国・カナダにおける測量士資格の付与条件

| 項目      | 日本                        | 米国                   | カナダ                  |
|---------|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 資格の付与条件 | 大学等における関連科目の履修又は国家試験に合格する | 学歴と実務経験を有した者が試験に合格する | 学歴と実務経験を有した者が試験に合格する |

#### 4. 3 資格取得後の測量士の資質の維持向上について

継続研鑽制度を推進・促進することにより、測量作業の適正化と効率化が図られ、ひいては測量士のステータス維持・向上が図れると思われる(表-3)。継続研鑽を義務化するか、継続研鑽制度に測量士が参加することへのインセンティブを高めることが大事である。

表-3 日本・米国・カナダにおける測量士資格の継続研鑽制度

| 項目        | 日本             | 米国(ノースカロライナ州)           | カナダ              |
|-----------|----------------|-------------------------|------------------|
| 資格の継続研鑽制度 | 継続研鑽が立ち上がったところ | 一定量の継続研鑽を資格更新の際の義務として規定 | 継続研鑽を今後義務化していく意向 |

#### 4. 4 測量士有資格者の管理について

実際に活動できる測量士の人数は、測量業の適正な運営や健全な発達、測量制度の改善を図るために必要な基礎的な情報として、大変重要である(表-4)。我が国において、実際に活動できる測量士の人数的把握の仕組みを、測量士資格の更新制度の導入などにより検討していく必要がある。

表-4 日本・米国・カナダにおける測量士資格の管理

| 項目                 | 日本   | 米国                                    | カナダ                                   |
|--------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 実際に活動できる有資格者の人数の把握 | 5年毎の測量業者の更新時に有資格者人数を把握する制度があるが、活動しているかどうかは確認できない | 測量士の更新制度を有しており、活動中の測量士の人数的把握を的確に把握できる | 測量士の更新制度を有しており、活動中の測量士の人数的把握を的確に把握できる |

#### 4. 5 測量結果に対する消費者からの苦情処理について

消費者保護の観点から、測量結果への消費者の苦情処理について対策を考慮していく必要がある(表-5)。測量士に対する倫理規程を測量法に規定するなど、仕組みを整備していく必要がある。

表-5 日本・米国・カナダにおける測量結果に対する消費者からの苦情処理の対応

| 項目                 | 日本         | 米国                                     | カナダ                                    |
|--------------------|------------|--|--|
| 測量結果に対する消費者からの苦情処理 | 苦情処理の制度はない | 測量士に対する消費者から苦情を受け付け、その内容を審査する制度が確立している | 測量士に対する消費者から苦情を受け付け、その内容を審査する制度が確立している |